



特殊詐欺対策電話機等の 購入補助金について

○特殊詐欺対策電話機等とは…

自動応答録音装置等を備えた電話機、または固定電話機に接続する補助機

○補助対象者

以下のすべての条件を満たす人またはその世帯員

- ・ 町内に居住し、芳賀町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ・ 令和元年6月13日以降に、特殊詐欺対策電話機等を購入した方
- ・ 世帯員全員が町税等を完納している方

※ 補助金の交付は1世帯1回限りとなります

また、購入から1年以上経過しますと交付対象になりません！

○補助金額

**購入に要した費用の2分の1以内（100円未満切捨て）
上限5,000円となります**

○手続きの流れ

①特殊詐欺対策電話機等を購入する



②役場総務課（2階）で申請

申請に必要なもの

- ・ 補助金交付申請書（役場で交付します）
- ・ 購入明細の書かれた領収書
（購入費・購入者名等が記載され、販売者の領収印があるもの）
- ・ 購入した機器の機能が確認できる書類の写（説明書等）
- ・ 印鑑
- ・ 銀行等の口座番号のわかるもの（通帳等）

